

東通村会計年度任用職員(臨時職員)募集

1 採用職種、募集人員及び勤務地

(1) 技能員

募集人員 1名
勤務地 役場庁内(建設課)及び村内
採用予定日 令和5年8月1日

2 受験資格

次の資格を有する方が受験できます。
ただし、日本国籍の無いもの、地方公務員法第16条に該当するものは受験できません。

- (1) 高等学校卒業程度以上の学力を有する方
- (2) おおむね65歳程度までの方
- (3) 大型自動車・大型特殊・車両系建設機械等の免許を有する方
- (4) 東通村内在住、又は、採用後東通村内に居住できる方

3 勤務条件等

- (1) 給料 : 村の規定により支給
※通勤手当、期末手当支給有
- (2) 勤務時間 : 8:15~17:00
- (3) 休日 : 土、日、祝日、年末年始
※休日勤務の場合振替対応
※有給休暇、その他特別休暇有
- (4) 雇用期間 : 令和6年3月31日まで
(勤務成績優秀な場合更新有)
- (5) 加入保険 : 厚生年金保険、雇用保険、
地方公務員等共済組合

4 試験方法

面接による(日時、場所等は別途通知します)

5 応募方法(出願書類)

次の書類について、下記まで提出してください。
なお、提出書類を郵送する場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書してください。

- (1) 履歴書(市販の履歴書で可)
※ 自筆で記入し、顔写真を貼付して下さい
※ 資格免許を有する方は免許状等の写しを同封して下さい

6 願書等提出先

〒039-4292
東通村大字砂子又字沢内5番地34
東通村役場 総務課

7 願書受付期間

令和5年6月1日(木)~令和5年6月30日(金)
受付時間は、8:30から17:00まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)
※郵送にて提出の場合は、令和5年6月30日(金)
必着有効とします。

8 その他

試験に関する問い合わせは東通村総務課

(☎ 0175-33-2208(直通)又は
☎ 0175-27-2111(代表)内線272)まで

特設人権相談所・行政相談所 同日開設

一人で悩まないで、まず相談してみましょう!

人権擁護委員が、みなさんの悩みや心配ごとの人権相談に応じます。
相談は無料で、秘密は固く守られますので、ご相談ください。

【行政区】	人権擁護委員名
目名	横山 敏久
白糠	澤頭 進
石持	笹竹 慶子
砂子又	沢田 要一

毎日の暮らしの中で困ったことはありませんか?

毎日の暮らしの中で、行政が行う仕事についての苦情や意見・要望などがあつたとき最も身近な相談相手になるのが行政相談委員です。相談は無料で、秘密は厳守しますのでお気軽にご利用ください。

1. 開催日時 6月7日(水) 10:00~15:00

2. 開催場所 東通村役場 4階和室

【行政区】	行政委員名
砂子又	沢田 要一

●人権相談に関する問合せ先 住民課 ☎ 0175-33-2135(内162、163)

●行政相談に関する問合せ先 総務課 ☎ 0175-33-2208(内255)